

○地方自治法第百八十条の規定により知事が専決処分することができる事項

昭和41年3月29日議決

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

□ 本則

二
二
三
三
四
五
六
七

□ 改正附則

地方自治法第百八十条の規定により知事が専決処分することができる事項

改正 昭和五 平成
二年一 三年
〇月一 七月
八日 六日
平成一
四年二
六月二
日

印刷モード

終了